

# 環境影響評価法施行令の一部を改正する政令の概要について

平成 24 年 10 月 3 日  
環境省総合環境政策局  
環境影響評価課

## 1. 背景

平成 23 年 4 月 27 日に公布された環境影響評価法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 27 号）第 2 条の施行に伴い、環境影響評価法施行令（平成 9 年政令第 346 号）の一部を改正するもの。

## 2. 内容

### （1）環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号。以下「法」という。）の対象事業の要件となる給付金の加除（法第 2 条第 2 項第 2 号ロ）

法対象事業の要件となる給付金として、「沖縄振興自主戦略交付金」を削除し、「沖縄振興特別措置法第 105 条の 3 第 2 項に規定する交付金」を追加する。

### （2）配慮書についての意見提出期間の設定（法第 3 条の 5 及び第 3 条の 6）

環境大臣及び主務大臣の意見提出期間をそれぞれ 45 日及び 90 日とする。

### （3）報告書についての意見提出期間の設定（法第 38 条の 4 及び第 38 条の 5）

環境大臣及び免許等を行う者等の意見提出期間をそれぞれ 45 日及び 90 日とする。

### （4）その他

都市計画に定められる対象事業等に関する所要の改正を行う。

## 3. 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日